

八王子市特定事業主行動計画推進委員会 設置要綱

1 構成員

[議長] 総務部職員課長・総務部労務課長

[委員] 別表に掲げる者

[別 表]

都市戦略課長
業務改善担当課長
経営改革課長
男女共同参画課長
職員課長
労務課長
安全衛生管理課長
介護保険課長
大横保健福祉センター館長
子どものしあわせ課長
産業政策課長
教職員課長
選挙課長
監査事務局長
庶務調査課長

2 役割

- (1) 計画の進捗状況の確認及び結果の分析
- (2) 今後の重点項目の協議
- (3) その他、計画の推進に関わること

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。